

# 労働基準広報 2015 No.1858 7/1

## CONTENTS

**特集** 平成27年度 厚生労働省の過重労働対策の一層の強化 — 6

### 違法な長時間労働を繰り返す企業を 労働局長が指導し公表する取組みを実施

厚生労働省は、平成27年5月18日から、社会的に影響力の大きい企業が違法な長時間労働を複数の事業場で繰り返しているケースについて、都道府県労働局長が経営トップを指導し、その事実を公表する取組みを実施している。その対象は「違法な長時間労働」が「相当数の労働者」に認められ「概ね1年程度の期間に3箇所以上の事業場」で繰り返されている中小企業以外の企業だ。平成27年度は、このほかにも、「月100時間超の残業が行われている事業場等」に対する監督指導の徹底、「監督指導・捜査体制の強化」、「情報の提供・収集体制の強化」——などが行われている。

(編集部)

●トピック／パワーハラスメント対策  
導入マニュアル ————— 16

～予防から事後対応までサポートガイド～  
パワハラ予防・解決を推進する厚生労働省初の  
企業向け対策導入マニュアルが公表に

(編集部)

●弁護士 & 元監督官がズバリ解決！  
～労働問題の「今」～ ————— 22

〈第11回〉無期転換ルールの特例②  
定年後に継続雇用されている期間は  
無期転換申込権は発生しない

(弁護士・森井利和 & 特定社会保険労務士・森井博子)

●企業税務講座 ————— 35

第55回 役員退職金の損金算入時期  
分掌変更に伴う分割支給で  
損金算入認める判断示される

(弁護士・橋森正樹)

●NEWS ————— 1

(厚生労働省・違法な長時間労働繰り返す企業名を公表)月100時間超の違反が年3箇所以上を対象/ (26年度・均等法関係の相談等)是正指導件数は前年度比20%増の1万3253件に/ (JILPT・技能実習修了後の状況)帰国後に就職している者の割合が半数超える/ほか

●労働局ジャーナル ————— 40

朝型勤務などで夏の生活スタイルの変革目指す  
「ゆう活」の周知啓発への協力を要請

[島根労働局]

●労務資料 高齢者の就業と意識に関する調査結果 — 41 ●連載 労働スクランブル②⑩ (労働評論家・飯田康夫) — 46 ●わたしの監督雑感 大阪労働局労働基準部監督課長前村充 — 54 ●編集室 — 56

#### 労務相談室

回答者

休業・休職 [休職前に満了時に復職できないことが明らか] 休職制度の適用は — 48 弁護士・荻谷聡史  
社会保険 [年金事務所から算定基礎届提出時に来所指示] 調査のポイントは — 50 特定社労士・飯野正明  
労働基準法 [コアタイムないフレックスで3日間出勤せず] 所定時間勤務したが — 52 弁護士・加藤彩

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

\*\*\*本誌ご購入の皆様へ\*\*\*

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内